県南広域振興局長告示第180号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成24年12月7日

県南広域振興局長 田 村 均 次

1 福祉用具貸与

介護保険事業所	香号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600413		医療法人社団敬和会	日高見福祉用具センター	北上市上野町四丁目21番 8号	平成24年12月31日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600751	医療法人社団敬和会	日高見福祉用具センター	北上市上野町四丁目21番 8号	平成24年12月31日